

意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

〒422-8033

しずおかけんしずおかしするがくとろ
静岡県静岡市駿河区登呂3-1-1

しずおかほうそうかぶしがいしゃ
静岡放送株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちょう まつい じゅん
代表取締役社長 松井 純

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見の要旨

(1) 報告書案には賛成である。今後は放送メディアとしての精神を尊重した制度整備等を行って

てい
ただきたい。

(2) ブロック分けについては、各参入希望事業者の意見を充分聞いて決定していただきたい。

(3) 実際の申請については、各地方ブロックの事業計画を考慮しながら、準備が出来たブロックから順次処理する枠組みを可能としていただきたい。又カバー率については、地形の問題もあり一律の基準で判断するのではなく、地域事情を考慮してほしい。

以上

別紙

頁	行	意見の対象となる当該箇所	意見
全体			報告書案に示された、「マルチメディア放送」を広く国民が享受しうる「放送」サービスとして位置づけるとともに、できる限り事業者の創意工夫を生かす制度設計をめざすとの方向性は適切である。
14頁	表3行—6行	ブロックをどのように分割してブロックを定めるかについて	参入希望事業者の意見を充分聞いて、ブロック分けを決定していただきたい。
16頁—17頁	下から1行以降	「開始後5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件・・・	急速な普及計画は膨大な資金を短期で必要とし、かつ事業の安定性とメディアの普及の阻害要因となることも考えられることから、事業計画と合わせた評価をお願いしたい。地形の問題もあり、一律の基準で判断しないようお願いしたい。